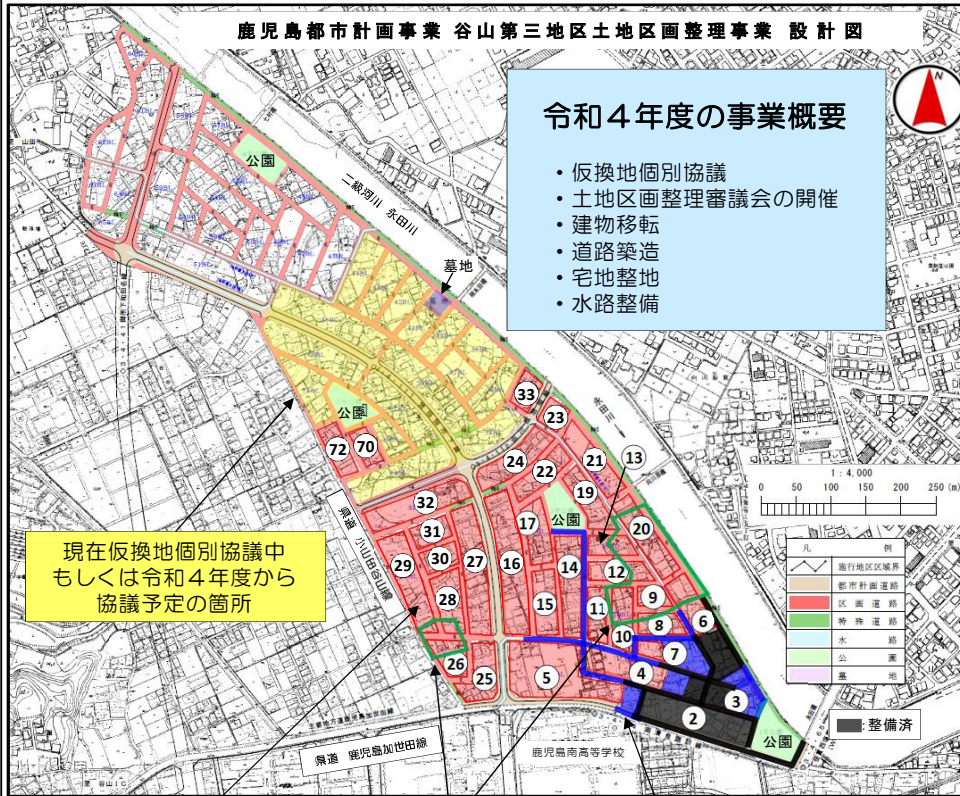


谷山第三地区 第21号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央五丁目26番7号
谷山第三地区係 ☎099-269-8436（直通）
補 償 係 ☎099-269-8437（直通）
工 事 係 ☎099-269-2141（直通）
F A X 099-268-2602



万緑の候、権利者の皆様、地域の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から谷山第三地区土地区画整理事業につきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度は、皆様のご協力のもと、仮換地や建物移転に関する協議、道路築造工事等を進めることができました。また、6街区（21、24、33、70、72、32の一部）の仮換地修正案を土地区画整理審議会に諮問いたしました。

（仮換地指定率約45%・事業費ベース進捗率約25%）

令和4年度は当初予算約22億9千万円で、建物移転や道路築造、宅地整地を進めるとともに、引き続き仮換地の個別協議、土地区画整理審議会の開催、埋蔵文化財の発掘調査等を計画しておりますので、ご協力をお願いします。

仮換地指定済
（審議会諮問済含む）街区

令和4年度
建物移転予定範囲

令和4年度
道路築造・宅地整地・水路整備
予定範囲



現在の谷山第三地区



道路築造の工事を進めています。



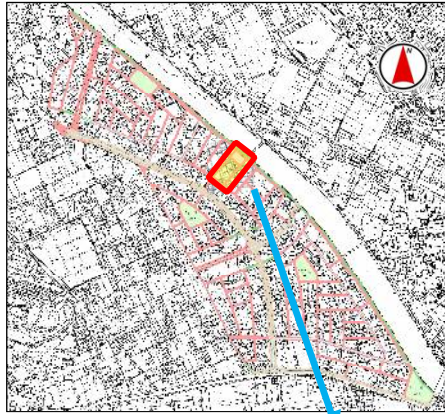
宅地整地の工事を進めています。

事業計画変更について

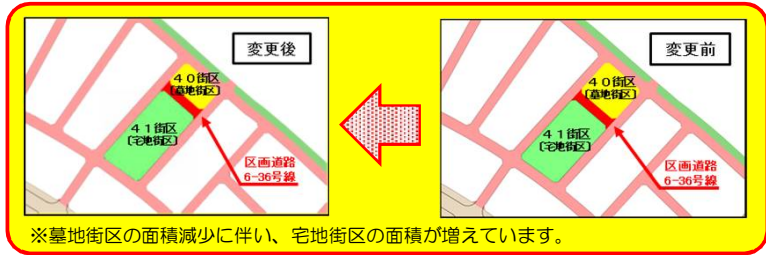
「谷山第三地区土地区画整理事業」の第2回事業計画変更について、県知事の認可を受け、令和4年3月15日に公告しました。

●事業計画の主な変更内容

- ◎設計の概要の変更
 - 40・41街区の街区形状の変更
 - 区画道路6-36号線の位置変更
 - ◎資金計画の変更
 - 総事業費を311億円から354億9千万円（43億9千万円の増額）に変更
- ※なお、施行期間の令和15年度に変更はございません。



拡大図



埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第三地区土地区画整理事業地区内では、「惣福前田遺跡」と「堂園遺跡」が確認されており、「惣福前田遺跡」では、令和2年度に緊急発掘調査を実施し、複数の炉跡や廃棄土坑（鉄器生産遺構群）、木製の水場遺構などが確認されました。また、令和3年度の「堂園遺跡」の調査では、中世の溝状遺構や土坑、井戸跡や青磁、土師器、などの遺物が確認されました。

令和4年度も引き続き地区内の埋蔵文化財調査を実施予定です。調査中は迷惑をおかけしますが、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

共有物分割について

共有物分割は、時期により次のケース1〜ケース3のように必要な作業が異なります。

ケース1
仮換地指定前の場合

①境界立会、②現地測量、③分筆、④持分移転の作業が必要です。

ケース2
仮換地指定後〜換地処分前の場合

③分筆、④持分移転の作業が必要です。

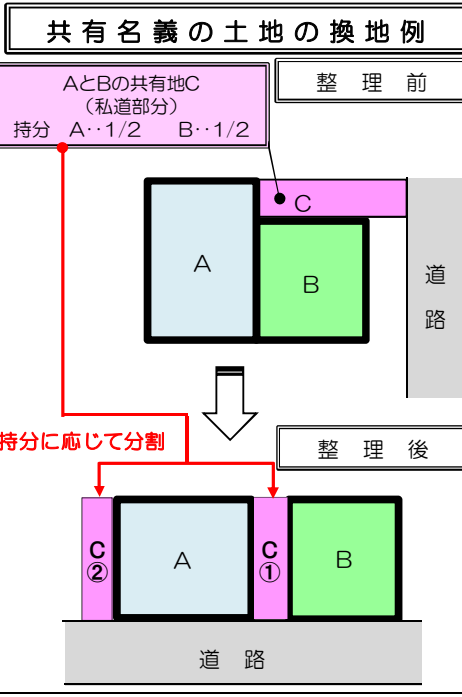
仮換地指定がされた場合、鹿児島市が所有する「現況公図調整図」を用いて作成された図面をもとに、土地の分筆をおこなうことができます。このため、①境界立会、②現地測量は不要になります。

ケース3
換地処分後の場合

④持分移転の作業が必要です。

換地処分により、換地に新たな地番がつくため、③分筆も不要になりますが、土地の名義は、共有名義のままなので持分移転（お互いの持分を放棄して単有名義にする方法）が必要です。

※なお、鹿児島市では名義変更を行うことができません。



皆様へのお願

区画整理区域内において、次のような事項がある場合は、谷山都市整備課まで届出・許可申請をお願いします。届出の様式は、直接、谷山都市整備課までお越しいただくか、本市ホームページでも確認できます。

- 「届出」**
- ①所有権が移転した場合 【所有権移転届出書】
 - ②住所・氏名が変わった場合 【住所氏名変更届出書】
 - ③代理人を定めた場合 【代理人選任届出書】
 - ④所有者の代表者を定めた場合 【所有者の代表者選任届出書】
 - ⑤相続人の代表者を定めた場合 【相続人の代表者選任届出書】
 - ⑥借地権の申告をする場合 【借地権申告書】
- 「許可申請」**
- 建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行う場合
- 【土地区画整理法第76条に基づく許可申請】

登記情報提供サービスから取得した「登記情報」の取扱いについて

土地の名義人が変わったときに提出していただく「所有権移転届出書」については、法務局で取得した「登記簿謄本」の写しの添付をお願いしておりますが、令和4年4月から、「登記簿謄本」の写しの添付に代えて、「登記情報提供サービス」から取得した照会番号が記載された「登記情報」の添付でも可となりました。

＜登記情報提供サービスとは＞
法務局が保有する登記情報をインターネットを利用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。詳細につきましては登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

※添付書類として利用する場合は、照会番号の取得も忘れずにお願いたします。
※既に他の申請に使用した照会番号は使用できないため、照会番号は申請ごとに取得してください。
※取得した照会番号には有効期限（照会番号を取得した日の翌日から100日間）がありますので、ご注意ください。